**鳥取県観光戦略課　行き**

**メール：kankou@pref.tottori.lg.jp 　ファクシミリ：０８５７－２６－８３０８**

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業　参加申込書

　　　　（補助金申請予定者）住　所

　　　　　　　　　　　　　法人名又は屋号

　　　　　　　　　　　　　代表者（職名・氏名）

　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（WeLove山陰キャンペーン登録 □済 □未登録）

　　　　　　　　　　　　　担当者名　　　　　　　　　　　　電子ﾒｰﾙ

電話番号　　　　　　　　　　　 ﾌｧｸｼﾐﾘ

URL

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の交付を受けたく、以下のとおり独自にプレミアム付き「前売り宿泊券」「前売り県内旅行券」を発行します。

１　発行するプレミアム付き前売り券の内容　 　※内容に変更がある場合は、随時ご連絡ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目※該当箇所にチェック | 1枚当りの販売価格（円）【A】 | プレミアム相当額(円)【B】※上限5千円 | 1枚当りの額面(円)【A＋B】 | 販売予定枚数（枚）【C】 | 算定基準額兼交付申請額（予定）（円）【B×C】 |
| □前売り宿泊券□前売り県内旅行券 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |

２．プレミアム付き前売り券の販売開始予定日：　令和3年　　月　　日

３．確認事項　　※確認の上、□にチェックしてください（必須）

□前売り券は、令和3年8月31日までに宿泊・旅行予約及び支払いがなされた、9月1日から

12月31日までの宿泊及び県内旅行代金に利用可能とします。

□前売り券には、「販売日」「宿泊・旅行予定日」「本来の価格・割引額・割引後の価格」「発行事業者名及び連絡先」を記載してください。

□販売時には、身分証明書等で購入者が鳥取県民（鳥取県在住者）であることを確認してください。

□前売り券の発行にあたっては、以下の内容を購入者に周知してください。

①WeLove山陰キャンペーン及びGoToトラベルキャンペーンとの併用はできないこと。

②鳥取県内の新型コロナウイルス感染状況が国の指標によるステージⅢに相当すると判断された場合、前売り券は利用中止となること。

③購入した前売り券は、釣り銭は出ないこと。

④令和3年8月31日までに宿泊（旅行）予約が必要であること。

□鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付要綱を必ず確認してください。

□前売り券の内容を事前に確認しますので、前売り券の見本を参加申込書とともにご提出ください。

--------------------------------------------------------------------------------

【添付資料】参加申込書に以下を添付してご提出ください。

○販売するプレミアム付き「前売り宿泊券」又は「前売り県内旅行券」の見本

※「販売日」「宿泊・旅行予定日」「本来の価格・割引額・割引後の価格」「発行事業者名及び連絡先」の記載が必要です。

《補助金を申請される皆様への注意事項》

補助金交付にあたり、補助事業に関係する申請者の施設や帳簿等を検査する場合があります（鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第14条）。また、補助金の交付を受けた事業者は、対象事業の遂行状況や収支の状況が分かる書類を、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して５年間、保存してください（規則第26条）。

事業者が、鳥取県補助金等交付規則の規定や県の決定した内容等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金を支払っている場合には、返還を求めることがあります（規則第21条、第22条）。